

# 知ってほしい

## 障がいのこと

### 『あいサポート』で

### くまろ、つながる

市は、障がいのある人も暮らしやすい社会を実現するため、さまざまな障がいを正しく理解し、障がいのある人へのちよつとした配慮や手助けをしようという、鳥取県で平成21年から始まった『あいサポート運動』に賛同し、平成28年11月27日に、鳥取県と協定を締結して1年。市が実施した『あいサポート研修』には、平成29年9月末までに、60人以上の方が受講し、障がいについての理解を深めています。

皆さんは、普段、障がいのある人に対する理解や配慮をしていますか。

日常の何気ない場面でも互いに思いやり、手助けし、障がいのある人もない人も、ともに暮らしやすい地域をつくるため、『障がい』について考えてみませんか。

#### ▼問い合わせ

障がい福祉グループ (☎0853732)

#### 差別のない世界へ

皆さんは、『障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律』を知っていますか。平成28年4月1日から施行されたこの法律は、障がいのあるなしに関わらず、それぞれが互いを尊重して共生する社会を目指すためにつくられたものです。

同法律では、障がいを理由として、正当な理由なく拒否したり、制限したりする『差別的取扱い』を禁止し、また、店舗などで、障がいのある人が何らかの対応を必要としているときに、事業者などが可能な範囲で障がいのある人へ対応する『合理的配慮』を求めています。

障がいには、さまざまな種類があり、『視覚障がい』や『聴覚・言語障がい』、心臓や呼吸器などの内臓機能に障がいのある『内部障がい』、精神疾患により日常生活や社会生活が難しい『精神障がい』などがあります。

市は、本人からの申請により、障がいの種類や程度に応じて、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳などを交付し、障害福祉サービスや医療費に対する給付などを行っています。

平成29年3月末現在、市内で手帳

の交付を受けている方は、3千133人。登別市の全人口4万9千90人のうち、約6割の人が何らかの障がいを抱えながら生活しています。

手帳を持っている人をはじめ、障がいのある皆さんが安心して毎日を送るためには、障がいのない人も、それぞれの障がいについて理解し、必要な配慮を行っていくことが大切です。

今号では、いくつかの障がいについて、特性などを紹介します。

### 合理的配慮とは

段差のある通路をはじめ、制度、慣習、偏見など、障がいのある人が日常生活や社会生活の中で、さまざまな制限をもたらす原因を取り除くために、個別の状況に応じて行われる配慮のことをいいます。

**例** 車いすを使用している人が、3階にある受付窓口で申請手続きを行いたいが、エレベーターがないため、3階に上ることができない  
⇒使用していない1階の部屋まで、受付担当職員が移動し、臨時で受け付けを行う